

# 財政部 マネジメント方針

財政部では市長との政策協議のもと、次のとおり基本方針・組織目標・行動目標を定めました。この方針に基づき目標の達成に向け着実に取り組みます。

平成 30 年 4 月 1 日

財政部長 村 田 雅 俊

## 【基本方針】

社会保障関係費や老朽化した社会資本の更新経費など財政需要が今後も増加する中、福井国体・障スポの開催、中核市への移行、北陸新幹線福井開業等を見据え、市勢の更なる発展と総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた施策を着実に進めるため、あらゆる財源の確保に努め、健全で持続可能な財政運営に取り組みます。

## 【組織目標】

- ・ 今後の財政運営方針を定めることにより、持続可能な財政運営に取り組みます
- ・ 施設マネジメント計画に基づき、公共施設の計画的な整備、維持管理、PPP/PFI 推進に努めるとともに、財産の利活用を進めます
- ・ 電子入札の推進により、入札・契約における透明性・公平性及び事務効率の向上に努めます
- ・ 市税等収納率の向上及び移管債権回収のための取組を推進します

## 【行動目標】

・今後の財政運営方針を定めることにより、持続可能な財政運営に取り組みます

### 1 持続可能で健全な財政運営の推進

厳しい財政状況が見込まれる中、持続可能な財政運営の実現を目指し、新たな財政再建に向けた計画を策定します。

また、新たな財政運営方針や行財政改革指針に基づき、効率的・重点的な予算編成に努めるとともに、積極的な財源の確保や市債の借換えによる利子負担の軽減に取り組みます。

新たな財政再建計画の策定 : 10月  
プライマリーバランス(1)(平成31年度当初予算編成) : 黒字  
公債費(利子分)の軽減額 : 3億6,000万円(2)

#### 1 プライマリーバランス

(歳入 - 市債発行額) - (歳出 - 公債費)

基礎的な財政収支を表す指標

2 額については、平成31年度から10年間の軽減効果

### 1 - 1 新 財政再建計画の実行

平成29年度決算の実質収支赤字を受けて策定した福井市財政再建計画(平成30~35年度)に基づいた取組を全職員一丸となって着実に実施することにより、健全で持続可能な財政体質の構築を目指します。

財政再建計画に基づく当初予算の編成  
行政改革推進委員会専門部会の開催 : 2回

### 2 新地方公会計への対応

平成29年度決算について統一的な基準による財務書類を作成し、公表します。

また、各所属において、財務会計システムや固定資産の異動等を適切に処理できるよう、職員へのサポートに取り組みます。

統一的な基準による財務書類の公表 : 2月

- ・施設マネジメント計画に基づき、公共施設の計画的な整備、維持管理、PPP/PFI推進に努めるとともに、財産の利活用を進めます

### 3 施設マネジメントの推進

市有施設全体の最適化、長寿命化及び更新コストの平準化を図り、将来にわたり安定的に行政サービスを提供するため、施設マネジメントを推進します。

職員の意識啓発や実務的なスキルアップを図るため、研修会を開催するとともに、施設の長寿命化や複合化・集約化に向けて具体的に取り組みます。

また、公共施設の整備等において、民間の資金やノウハウを活用し、市民サービスの質の向上と効率的な行政運営を進めるため、PPP/PFIの導入を推進し、その手段として民間事業者との官民対話（ ）を実施します。

新たに、財政再建計画にかかる施設管理経費の削減に向けて施設マネジメントアクションプランの策定を進めます。

施設マネジメント研修会の開催	:	2回
事業着手件数	:	3件
官民対話の実施	:	3回
施設マネジメントアクションプラン関連会議	:	5回
市民アンケートの実施	:	11月

#### 官民対話

市有地や市施設の活用方法について、広く意見・提案を頂くため、行政と民間事業者等が「対話」を行うことを官民対話と言い、民間のノウハウを活用した事業の創出などが期待される。

### 4 財産の利活用等の推進

売却可能な土地についての処分は概ね完了しましたが、今後も、行政利用の見込みのない公有財産や不用物品の売却のほか、公共施設の余裕スペースの貸付など、一層の有効利用を推進します。

財産の売却処分収入額	:	1,000万円
財産の貸付等収入額	:	3,800万円

・電子入札の推進により、入札・契約における透明性・公平性及び事務効率の向上に努めます

## 5 電子入札の推進

入札・契約における透明性等の確保及び事務効率の向上を図るため、物品の購入等に係る電子入札を推進し、入札に参加できる業者を増やします。

物品の購入等に係る電子入札システム新規利用申込業者数	: 20 業者
----------------------------	---------

・市税等収納率の向上及び移管債権回収のための取組を推進します

## 6 市税等収納率の向上

租税負担の公平性を維持するとともに、財政運営の根幹をなす市税等の収入を安定的に確保するため、効果的な納税の勧奨や指導を早期に実施します。併せて、財産や生活の状況に応じた滞納整理に取り組み、市税等収納率の向上に努めます。

特に、今年度は、全庁管理職滞納整理をより実効性を高めて実施することで、現年度課税分の徴収強化を図ります。

市税収納率	: 94.7% (29年度見込み)	95.2% (30年度)
うち、滞納繰越分	: 25.2% (29年度見込み)	25.4% (30年度)
国民健康保険税収納率	: 68.8% (29年度見込み)	69.2% (30年度)
うち、滞納繰越分	: 19.4% (29年度見込み)	19.6% (30年度)

## 7 移管債権回収の推進

移管債権( )の適正な回収に努めるとともに、不動産や動産の公売を積極的に進めます。

また、債権管理連絡会や研修会を開催し、関係所属間の連携強化に加え、債権管理及び回収に関する職員の意識向上を図ります。

移管債権の回収額	: 7,000 万円
債権管理連絡会、研修会の開催	: 23 回

### 移管債権

市税、利用者負担額(保育料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの債権のうち、回収事務を債権管理室に移管したもの